平成２１年（フ）第８４号
新潟県妙高市大字藤塚新田173番地１
債務者　江口理恵子
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３９４６号
大阪府高槻市宮之川原元町４番１号、申立時の住所大阪府高槻市北昭和台町25番７号
債務者　松中　敏男
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７２号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目９番15―101号
債務者　竹中　浩子（旧姓近藤・椎葉）
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２４４号
大阪市平野区瓜破７丁目２番８号　セゾンⅡ番館205号
債務者　坂上　照明
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２５号
大阪市平野区加美北９丁目11番８号
債務者　井野　敏幸
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８３５号
大阪市平野区加美南２丁目５番２―1013号
債務者　大下　肇雄
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１９号
大阪府吹田市南高浜町22番15号
債務者　豊田　正一
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５７号
大阪市住之江区浜口西２丁目11番18―308号
債務者　谷﨑　征雄
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７５号
大阪府高槻市野田２丁目29番２号
債務者　段野　雅永
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８７号
大阪府門真市大字三ツ島1014番地の33
債務者　坂本　雅之
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１４号
大阪市都島区友渕町１丁目３番10―108号
債務者　信國　幹生
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３２号
大阪府池田市神田１丁目４番10号
債務者　芦田　　優
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２２号
大阪市西成区津守３丁目１番１―407号　中津守住宅
債務者　吉村勇こと　金　　勇植
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８４０号
大阪市中央区南船場１丁目13番29―904号
債務者　松田　　潤（旧姓飯室）
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５５号
大阪市住吉区苅田７丁目11番５－８Ｂ号
債務者　夏井　信晴
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０８９号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番２―202号
債務者　橋本美穂子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１０６号
大阪府高槻市富田町６丁目15番２―304号
債務者　河野　節子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１０７号
大阪市淀川区新北野１丁目12番11―303号
債務者　盛田　鈴雄
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部